

# 養父市農業委員会

## 第19回会議録

令和6年4月24日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第19回会議録

1. 開催日時 令和6年4月24日（水曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

### 3 議 事

議案第60号 農用地利用集積計画の承認について

議案第61号 非農地証明交付申請の承認について

議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

### 報告事項

報告① 農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について

報告② 農地の使用貸借の解約通知について

報告③ 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告④ 農地法第3条の規定による許可申請について

報告⑤ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

### 4. 出席農業委員（12名）

1 番 谷垣重俊	3 番 藤原健次	4 番 坂本光	5 番 前川章
6 番 濱田房子	7 番 珍坂聡	8 番 圓山満	9 番 山根達夫
10 番 藤原義幸	11 番 木下計介	12 番 秋山博	13 番 西谷英樹

### 5. 欠席農業委員（1名）

2 番 吉村英之

### 6. 出席推進委員（10名）

14 番 小林誠	15 番 内田重雄	16 番 齋藤隆之	18 番 谷村昭雄
19 番 藤本浩一郎	20 番 栗田匡晃	21 番 鎌谷壽三男	
23 番 宇佐見孝一	24 番 井上勝雄	25 番 米田渡	

### 7. 欠席推進委員（2名）

17 番 荒木奈見 22 番 上垣美由紀

### 8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹 主事 西村 陽聖

事務局 : それでは、ただいまより第19回農業委員会総会を開会いたします。  
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、改めて、こんにちは。御苦労さんです。

午前中から関係委員の方、現地確認、小雨の中、御苦労さんでした。それと、昨日、一昨日ですか、先ほど申し上げた農会長会議に御出席、一昨日が八鹿、昨日が養父、そして、今、関宮が今日は昼からやっております。ちょっと一部の方は出席できませんけど、そしてまた明日が旧大屋町ですか、皆さんお忙しい中出席、大変ありがとうございます。

それと、先日ですけど、県の会議に出席しましたときに、お米の新しい品種の話をしておりました。県としては、今、2者選択の段階という話で、令和6年度中にはそのうちの1本に絞って公表するというふうに言っていました。それが但馬で通用するお米なのか、それとも南部ですね、兵庫県の、に通用するお米なのか、そこまでははっきり、その次長の方は申ししていなかったですけども、3年に一度は新品种の見直しをして発表するというふうにはっきりと申ししておりました。これもちょっと明るいニュースかなと思います。

それと、また、本日、総会終了後なんですけど、部会をまたお願いしてると思います。そしてまた、夜は歓送迎会もあります。

本日も皆さんお忙しい中ですけども、慎重審議、総会のほうをよろしくお願いいたします。以上です。

事務局 : それでは、会議の成立につきまして御報告させていただきます。

本日出席は、農業委員13名中12名の出席となっております。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。

農地利用最適化推進委員については10名の出席ですので、併せて報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されております。山根会長、以降、お願いいたします。

議長 : それでは、養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、6番の濱田農業委員と4番の坂本光農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第60号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 失礼します。1ページを御覧ください。議案第60号「農用地利用集積計画の承認について」です。

公告は、令和6年5月1日を予定しています。1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が100,580平方メートル、93筆、畑が6,975平方メートル、16筆、合計107,555平方メートル、109筆です。利用権の設定を受ける戸数は63戸、設定をする戸数は37戸となっています。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権及び賃貸借権です。利用権の内容別に見ますと、使用貸借権が80筆、76,690平方メートル、うち新規が27筆、24,241平方メートル、再設定が53筆、52,449平方メートルで、解除条件付使用貸借が10筆、11,174平方メートル、賃貸借権が19筆、19,691平方メートル、新規が2筆で593平方メートル、再設定は17筆、19,098平方メートルとなっております。利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと1年契約が5筆、5,205平方メートル、2年契約が6筆、4,272平方メートル、3年契約が4筆、5,789平方メートル、4年契約が25筆、26,985平方メートル、5年契約が27筆、27,449平方メートル、8年契約が1筆、1,944平方メートル、9年契約が2筆、1,279平方メートル、10年契約が39筆、34,632平方メートルです。

詳細については次ページ以降に記載をしております。19ページから21ページが農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出しする所有者と農地中間管理機構から借り受け、耕作するものを記載しております。賃借期間は全て令和17年3月31日までの10年間となっております。以上です。

議長 : 説明が終わりました。  
この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長 : 質疑なしと認め、議案第60号を採決いたします。  
本案を、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長 : 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。  
続きまして、議案第61号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 : 22ページです。議案第61号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番、藪崎の土地1筆で、面積が66平方メートルです。所有者は宝塚市の方で、非農地の事由としましては、平成11年頃から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、23ページから27ページとなっております。

2番、尾崎の土地1筆で、面積が1,102平方メートルです。所有者は八鹿町浅間の方で、非農地の事由としましては、昭和44年頃から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、28ページから32ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
番号1番の藪崎の件について、担当農業委員より説明を求めます。  
8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。よろしく申し上げます。

本日、現地を確認してまいりました。23ページを御覧ください。23ページの図を見ていただくと、ピンクで印がしてあるところなのですが、円山川に大屋川が合流する部分になる藪崎地内になります。24ページの航空写真で見てくださいと、232-7という赤い線で囲まれた三角形の土地があります。ここがその非農地証明を出されている農地、元農地であります。

続きまして、26ページの現況写真を御覧ください。建物が、立派な建物が建っておるんですが、これ、茶室ということで建てられたというふうに伺っております。三角形の部分なんで、これ、建物全部が非農地というわけじゃないんですけど、この境のコンクリートブロックから建物を少し入った辺りまでに三角形の農地があったということです。隣は、畑として耕作されております。御覧のように、この非農地によって隣の畑に特別、特段の影響があるというものでもありませんし、27ページに始末書もつけられておりますので、審議のほうをよろしく願いいたします。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。先ほど圓山委員が御説明されたとおりです。畑の一部、ほんの一部です、24ページの写真を見てもらったら分かりますように、232-7、今回該当している宅地になってしまっているところは畑のほんの一部でして、229から家屋が続いており、田の一部を茶室のような建物にしてしまったというような話です。その話の内容も27ページの始末書にも書いていますように、1行目に、平成11年頃、亡き母が田の一部を埋め立てというふうになっております。現場を見ましても、周囲は建物に囲まれておりまして、南側の畑に影響を

及ぼすような構造でもありませんでしたので、申請どおり非農地として問題ないかなというふうには見てとれました。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
19番、藤本推進委員。

藤本推進委員： 藤本です。状況は先ほど説明されたとおりでございます。24ページのほうの写真、航空写真を見ていただきましたら、232-7の下の部分に現在は畑、多分、台帳的には田んぼだったかと思うんですけど、現在は畑地利用ということでございます。ここが一番大きく影響受けるんですけど、その下、畑の下に道路が、私道だと思うんですけど、地区内道路がありまして、それに沿って水路がございますので、ここに与える影響というのはまず考えられないということで、許可相当ではないかと考えております。以上です。

議 長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第61号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。  
続きまして、番号2番の尾崎の件について、担当農業委員より説明を求めます。  
13番、西谷農業委員。

西谷委員： 13番、西谷英樹です。28ページを御覧いただきたいと思います。28ページに、上のほうに国道9号が走っております。右側が八鹿町、それから、左のほうが村岡、関宮方面です。それで、この大きく膨らんだところが尾崎のチェーン着脱場です。そこの右側からずっと下に下りていきましたら、はちぶせの里という特養があります。そこに行くまでの途中の申請地というところなんですけど、今度は30ページを御覧いただきたいと思います。申請地ということで赤で囲ってある部分と、その下の1380-2というのがもともとの土地です。そこに昭和44年頃というふうに書いてありますが、今回、申請者のお父さんが家を建てられ、その裏といいますか横のほうに鶏舎を造ったりしておられて、それが実は

田のままそういうことをしておられたということで、その家はお父さんが亡くなって空き家となっておりまして、それもかなり月日がたっております。31ページを御覧いただきたいと思いますが、31ページの赤で囲ったところが先ほどの申請地というところで、赤で囲っていない右側の部分ですが、ここは分筆をして農地のままにしてというふうな、畦畔が造ってありますので、そのようにお父さんがされとったんだと思いますが、そこを分筆をして、家が建っていたほうだけを非農地ということで承認願いたいということです。32ページに始末書が書いてあります。ここに書いてありますとおり、先ほど申し上げましたようにお父さんが44年頃に土地を、この農地に住宅を建てたということで、今回この土地、建物を売却しようとして、こういう農地に家が建っておるということに気がついたということで、今回申請されるものです。農地として残す部分もつくり、非農地になる家の分というのを分筆してこのようにされているということは、非農地証明をしていいということを思いますので、皆さんよろしくをお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
7番、珍坂農業委員。

続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
6番、濱田農業委員。

濱田委員： 失礼します。

先ほど西谷委員が、報告がありましたように、現状を見て、もうこれは仕方ないなと思われましたし、このまま申請どおりしていただいたらいいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
宇佐見推進委員。

宇佐見推進委員： 23番、宇佐見です。今、農業委員さんから言われたように、本当にその土地はずっと家屋が建っていて、農地であったということで、で、今回、竹内さんのほうから、そこは非農地ということなんですけれども、ここで見てもらったように、31番、ずっとこの赤線でしてあるところの家側のほうは、ここも農地になるんじゃないかなという質問があると思うんですけども、ここは途中までコンクリート舗装されていて、農地にはちょっと戻らないということで、ここも非農地の申請が出されていたということです。この後の分を考えてみたら、非農地の申請でオーケーじゃないかなと思いました。以上です。

議長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。  
1番、谷垣委員。

谷垣委員： 31ページの現況写真のところ、この赤枠で囲ってある部分は、今、宇佐見委員がおっしゃったようにコンクリートになっとるんですか、これ。

宇佐見推進委員： そうです、半分はコンクリートで、そこに建物、駐車場が建っていたんですね、ちょっと写真では分からんですけど。家の横には、ちょっと分かりにくいんですけど、西谷農業委員もちょっと見てもらって、あっ、これはコンクリート舗装してあるので農地には返らないなということやったんですけど。

谷垣委員： この上の写真で赤い何かくいが打ってありますやん。

宇佐見推進委員： いや、赤で囲ってあるとこ……。

谷垣委員： いや、手前に赤いくいがありますやん、これは何ですん、これは。

宇佐見推進委員： これはね、境界。

谷垣委員： こっちの、その赤枠で囲ってある右側はこの方の土地なんですよ、これ。

宇佐見推進委員： はい、で、そこは農地として。

谷垣委員： これは今、誰かが作っておられるんでしょう。

宇佐見推進委員： はい。

谷垣委員： そこに畦畔が、この赤線のところが畦畔になっとんんですか。

西谷委員： はい、コンクリート畦畔です。

谷垣委員： コンクリート畦畔になっとんんですか。はいはい、分かりました。

宇佐見推進委員： 下がコンクリ、駐車場があったところはもうみんなコンクリが打ってあって、その建物、駐車場の建物は今は建物がないというか、撤去されていて、下はだからコンクリを打ってあるんです。

西谷委員： この赤線のところはコンクリート畦畔です。ちょっと29ページの航空写真を見てください。この家の隣が、ちょっと分かりにくいんですが、ちょっとこの三角部分のところがったところ、ちょっと色が違うようなのが見えると思いますが、ここに以前は車庫が建っていて、それを崩した跡ということで、まだコンクリートの部分が残っていたりということで、ちょっとここは農地に戻すことは不可能であるというふうに考えます。

谷垣委員： 写真で見たら、土みたいに見えるから、いや、こんなんするんやったら、右側の田んぼと合わせてしたほうが、いいなと思ったやんけど。

議長： よろしいですか。

谷垣委員： はい。

議長： ほかに質問、質疑のある方はありませんか。  
藤原委員。

藤原義委員： いや、結局そのところを今後どういうふうにご利用されるのかなということをお聞きしたいです。コンクリでしたら、めくってしまって農地に戻すこともできるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどないでしょうか。

西谷委員： ここの家がありますので、その横に以前は車庫が建っていたということで、今後ここに住まわれるようになると、車庫とか建てられるものと思います。

藤原義委員： その土地は別の方が買われるんでしょ。

西谷委員： あっ、そうです。

藤原義委員： 売買を考えているから。

西谷委員： 売却しようと思って気がついたという、農地に家を建てとったというのが分かったということです。

藤原義委員： 結構です。

議長： ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第61号の2番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第62号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 33ページを御覧ください。議案第62号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市八鹿町国木の土地2筆、面積は572平方メートルのうち318平方メートルです。譲渡人は養父市八鹿町高柳の方、譲受人は養父市八鹿町八鹿の方です。申請地内に事務所兼住宅及び露天駐車場を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは、34ページから41ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の八鹿町国木の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や融資証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。

12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。よろしくお願ひいたします。午前中、現地確認の方々、大変御苦労さまでした。さて、関連ページになりますけれども、34ページから41

ページが今回の申請に当たります。まずは場所ではありますが、35ページの航空写真を御覧いただいたら分かると思うんですけども、国道9号線の国木交差点をつるぎが丘の方面へ約50メートルぐらい上がって、あけぼの薬局さんがある右隣の場所、ここが今回申請地になる場所になります。

続きまして、36ページです。字限図になります。それから、下タイの12-4と13-1になります。分筆して出来上がった土地になりますけれども、隣接の黄色の線、これが市道労金線となっております、38ページの写真にもありますが、12-4の境界部分に、分かりますかね、電柱がちょっと立っております、隣の農地との境界になります、この間に横断水路の柵があります。これに関して、農地へのここから下の部分に農業用の水が流れるということで、隣接の田んぼからこの水路を通過して下の田んぼに流れるということで、農地への影響は特段、ここを転用しても問題はないということになります。

39ページには工事計画図並びに境界断面図が付され、40から41ページには敷地、平面図、立面図、それから提出書類も添付されております。近隣農地への水利並びに日照等への問題も見た限りではないと思われまます。また、以前から量販店や整備工場なども隣接しており、今後も農地への不具合は生じないものと思われております。また、地区、それから区長さん、それから農会関係者の方々の同意も得られておりますので、御審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。現地につきましては、今、秋山委員の言われましたとおりで、横断の水路も確保されているようですし、何ら問題ないと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
15番、内田推進委員。

内田推進委員： 15番、内田でございます。私も午前中に現地確認を行いました。そのときに秋山委員といろいろ話をしましたし、これまで秋山委員が説明したとおり、珍坂委員の説明したとおりでございますので、審議のほうよろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。  
この件についての質疑はありませんか。  
はい、どうぞ。

小林推進委員： すみません、小林ですけども、実は私、この隣の3-1の土地はうちの所有でありまして、水田さんからも変更するというのを聞いたんですけども、これは2筆に分かれるということですか、13-1が。

秋山委員： 13-1と12-4と、この2筆でやられると。

小林推進委員： 全体を外すんですか。

秋山委員： いや、違います、分筆をされるということです。分筆されて、13-1の残りの部分は畑として使われる。

小林推進委員： ああ、まだ利用されるということですか。側溝はつけていただけのんですかね、排水側溝というのを。その話は一応したんですけども、この図面上でちょっと分かりづらかったの。

秋山委員： その横には水路をつけるということは、今日はお話をしたんですけども、その畑のほう側に関しましては、今日の時点では御説明はなかったんで。今後検討するという事だけしか言われてないです。

小林推進委員： うち、僕、判こは押したんですけども、一応、形の上では排水路がないので、そこに排水路をつけてくださいというお願いはしたんですけど、この図面、下の施工図面のあれには排水路が見当たらないみたいなので、それがちょっと気に、個人的なことなんで申し訳ないですけど。

秋山委員： ああ、そうですか。今日の時点では、ちょうど西側になる、建物が建つ西側、そこに横断の水路のパイプが流れておるところ、向き、この縦の13-1の分筆した部分までには水路をつけるということは言っておられたんですけども、残りの13-1の部分、畑にするという部分はまだはっきりとは、今日はおっしゃいませんでした。まだそっち側のほうは地権者の方と相談だということで私はちょっと聞いとったんですけども、今日の時点ではですよ。

小林推進委員： まだうちの場合は青写真ができてなかったの。

秋山委員： そうですね。まだ24条も何も全然、まだできてない、これから、これが通ってからの話だというふうに言っとられましたんで、その今の水路の話は宅地の横に生活用水路をつけるということだけは聞いたんですけども、それ以外のことは聞いておりませんので、申し訳ございません。すみません。

小林推進委員： いえいえ。

議 長： ほかに質疑のある方はどうぞ。

これ、すみません、私が、質問じゃあないんですけども、この5条のあれじゃないんですけど、この方、以前にこの斜め前のところの農地を買われて、資材置場か何かしてると思うんですけども、それはそのままの状態ですか、もう資材置場にしていますか。

小林推進委員： 分譲地になっています。

議 長： ああ、分譲地ですか。

小林推進委員： 僕もそれは言ったんですけど、資材置場として申請、農業委員会にしてあるのに、これを、もう4区画が今言ったように分譲してあるんですよ、中に道をつけて。ただ、農業委員会にそれを聞いたところ、2年か3年たったら農業委員会からは離れちゃうんで、そこはもう農業委員会の範疇外だって言われて、ちょっとそれはどうなんかな、経過観察で、農業委員会はそれはいいのかなというだけ、してってというのは思ったんですけどね。

議 長： あの時点の申請では資材置場とか何かそういう申請やったと思うんですよ。

小林推進委員： 資材置場だったらいいけど、これは完全に宅地として分譲してるじゃないかということをして1回、事務局のほうに言ったんですけど、何か1年か2年たったらそれは農業委員会からは手が離れるって言われて、それは農業委員会のあれじゃないって言われたんで、一応、僕は報告したんですけど。

事務局： 失礼します。事務局から申し上げます。先ほど言われたところですね、多分、国木の6-1と11と12-1と13-2と4筆、以前申請があったもので、面積としては1,235平方メートルということで、時期としては令和2年に申請を上げていただいて、許可自体は令和2年5月13日に出ていると、当時は資材置場ということで転用の許可が出ているものです。そこで分譲の話は当時からあったんですが、しばらくはかかりませんということで、取りあえず資材置場として活用させてもらうということです。先ほど小林委員が言われたように、じゃあすぐ、何年たったら転用してもいんだと、違う許可以外のことにも使ってもいいんだということで問合せがございまして、私も県の農業会議に確認もしたりもしました。あとは朝来農林事務所、県のほうにも確認したところ、実際問題は農地転用の許可が出てから、今度は許可をして工事が行われて、実際問題、資

材置場として使うといったところで、転用の場合は許可後に完了届というものが出てきます。実際、造成が終わって使いましたよという形で完了報告上がってきます。この場合は令和2年9月30で造成が完了して、その年には資材置場として使いましたという完了報告が上がります。県の見解、農業会議の見解では、この完了届が出た段階で農地法の縛りからは離れるんだということらしいです。なので、1年、2年という経過ではなくて、要は事業を転用の許可どおりに行いましたという完了をもって農地法の縛りから離れてしまうということなので、多分、全国的にいったら資材置場として許可を得て、すぐに違う事業にかかるといったことが問題にはなってはくるんですけど、ただ、この水田さんについてはもう3年ぐらい資材置場としては活用されて、その中に若干、全部使ってなかった部分はあると思うんですけど、使われて、もちろん今、分譲地としては、使われているということなので、農地法としては何ら違反を犯してるわけではないというような状況です。

県の農業会議の見解でいいますと、もちろん1年や2年、3年という縛りは法律上全くなくて、先ほども言ったように、完了届をもって離れてしまうというのはもちろんあるんですけど、運用については各市町の農業委員会には任せるということなので、例えば、3年だったのが短いかなと言ったところで、使わないでほしいということはもちろん農業委員会としては言えるんですけども、じゃあ、それは何を根拠に3年を設けるんだということももちろんありますし、そういったところは弾力的に対応してもらった方がいいということにはなっています。

今回のところは3年経過しているということと、一部分、全面ではなかったですけども、もちろん資材置場として使われていたという経緯がある、もちろん完了届も出てきているということで、一応、問題ないことなのかなとは思ってはいます。以上です。

小林推進委員： 資材置場としては全然使ってなかったと思うんだけど、造成はしたのは確かですけど。

議長： ちょっと待ってください。  
暫時休憩します。

( 暫 時 休 憩 )

議長： それでは、再開いたします。  
ほかに質疑はありませんか。  
1番、谷垣委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。この38ページのところに、左下に敷地総面積714平米ってありますよね。38ページ、左側、国木12-4、13-1、敷地総面積714、これは、33ページのところに書いてある面積からしたら、714というのはどういうふうに出てくるんですか。12-4が141、13-1が431、足しても714平米ってなりませんけど、これは何の数字なんですか。

事務局： こちらの図面ですが、今、こちら、ほ場整備をしていない農地なので、実際に測量をかけられた面積だと714になるということです。かなり公簿面積からは離れてはいるんですけど、実際測量した段階ではこういった面積になるということです。よくほ場整備外のところは縄伸びがあって面積が動くことがあるので、実際測量するとこういった数字になると、これに基づいて分筆をしていたり、登記簿の面積を訂正するということになっていくので、実際は714というのが実際の面積ということですね。

谷垣委員： 実際の測量した面積が714平米。

事務局： 実測の面積という形です。

谷垣委員： 実測が。ほんで、こっちの登記上は。

事務局： 572です、600弱ぐらいですね。

谷垣委員： かなり違う。

事務局： 場所によっては大分、縄伸びするところもあるので、それはもちろん登記簿のところ、じゃあ、これ、どれだけ伸びたら正確なんかということはもちろんないんですけど、よく圃場整備外のところは実測と公簿面積が違う、倍以上開くということは往々にしてあることなので、これはおかしくはないのかなとは思っています。

谷垣委員： そうということですね、これは。実測ですね。いや、ほんで、これ、この13-1というところのうちの177平米がここに今出てる分の、ここに資材置場を造られるということですね、これ。

事務局： 住宅です。

谷垣委員： 住宅ですか。

谷垣委員： いや、この図面のところで車止めてあって、38ページのとこ、で、こっこの今の空欄になってるところが。

事務局： これは畑のままです。

谷垣委員： これは畑のままですか。

議長： 暫時休憩します。

( 暫 時 休 憩 )

議長： それでは、再開いたします。  
ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第62号を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

議長： 挙手多数と認め、本案は原案どおり決定いたしました。  
続きまして、報告事項に入ります。

報告①「農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 42ページを御覧ください。報告①「農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について」です。

届出番号1番、養父市大久保の土地1筆、面積は19平方メートルのうち5.18平方メートルです。地権者は養父市大久保の方で、事業主体は養父市建設課です。市道大久保1号線の道路改良事業の用地として活用されます。着工予定は令和6年6月から令和7年3月を予定しております。

届出番号2番、養父市八鹿町米里の土地、合計34筆。合計面積は29,768平方メートルのうち1,526.62平方メートルです。地権者は合計20名の方。こちらも事業主体は養父市建設課です。市道朝倉高柳線の道路改良事業に活用されることとなります。事業の着手は令和6年2月から、事業の完了は令和8年3月を予定しております。関連ページは47ページから51ページです。

まず、届出番号1番の詳細につきましては、43ページを御覧ください。こちら、下の位置図を御覧ください。少し見にくいですが、地図の右下側から太い道路が通っていると思います。こちらが県道関宮小代線です。こちらが下に行けば関宮、上に上がっていけばスキー場に行く道となっております。下側から入ってくるのが大久保の集落になります。少し図面では見にくいんですが、栄屋とかねや荘となっているところを左に曲がったところが市道大久保1号線となっております。こちら、しばらく左側に進んだところ、地図では赤丸をしたところが申請地となっております。

まず、図面につきましては、46ページを御覧ください。横向きにしていただくんですが、また先ほどとちょっと位置が変わってしまっております。左側にあるのが県道関宮小代線、図面の上側に行くと関宮に下ります、下側に行くとスキー場に上がる道となっております。こちら、先ほども言ったように上側が栄屋さん、下側がかねや荘、右側に行く道が市道大久保1号線となっております。図面少し見にくいんですが、現状、細い道であったり真っすぐでない道ということで、かなり交通に不便ということです。計画図面上、青線で引いてあるところが今度の計画図となっております。こちらから右側に行っていたきまして、丸をしているところが今回の申請地となっております。かなり面積は少ないんですが、市道の拡幅に伴い、一部、農地が張り出してしまっておりますので、こちらを事業として使うことによって市道大久保1号線を拡幅するという届出となっております。

では、もう1ページめくっていただきまして、今度、申請、届出番号2番のことになります。また位置図ついております。少し見にくいんですが、右上の利用者というところから左向きに走っているのが国道9号線となっております。そちらの下側、朝倉の集落から氷ノ山インターを下くぐるところまでが市道朝倉高柳線となっております。位置図上で赤い斜線で囲われているところが今回拡幅工事の対象となっているところです。ちょうど朝倉の集落が終わったところから米里橋に行く手前までのところが対象の農地となっております。48ページに航空写真を載せております。少し見にくいんですが、赤枠で囲ったところが申請場所になります。白線で緑塗りにしているところが、農地であったものが拡幅工事にかかって拡幅されるもの、要は道路用地となっております。

まためくっていただきまして、今度50ページ、また今度はなかなか見にくいんですが、今ある農道、もちろん2車線のものなんですが、かなり交通量が多く、擦れ違いは特にかなりぎりぎりということで、事故等、危険ということもありまして、こちらを拡幅する工事となっております。

また、51ページには断面図を2つつけております。間2か所、付けさせていただきます、現状にある水路の付け替えを予定しております。水路は付け替えしたものと、道路の拡幅ということで、今の現状よりは大体、今、1.3、4

倍ぐらいの幅になるろうかと思っております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件について質疑はありませんか。  
坂本委員、どうぞ。

坂本委員： 4番、坂本です。新参者でちょっと分からんことがありますので、教えてください。ここの米里の拡幅工事なんですが、もう大分以前からくいが打ってあって、ここの道路、私、毎日利用させてもらってるといつも気になって、くいが打ってあったと。もう去年のうちからくいが打ってあって、ほんで、最近、先月ぐらいから工事がかかると、その折にちょっとある農業委員さんに聞いたら何も聞いてないよということだったんで、それから農業委員会のほうからも何も連絡はない。既に工事はかかっているのに、今月こういう具合に報告があった。公共事業の場合は、こういう事後承諾みたいなことが頻繁に行われるのかどうか教えていただきたいなと思います。以上です。

事務局： 事務局から申し上げます。公共事業、近年幾らか増えてきまして、なかなかこういった総会で説明させていただくこともございます。ただ、公共事業に当たりますは、全てではないんですけども、農地法の中で許可を受けなくてもいいという規定がございます。土地収用法に関連するものであったりするところなんですが、こういった、県道、国道、市道の拡幅工事に係るものといえますと、農地法の転用許可を受けなくても工事にかかるとということが法律上は決まっております。ただ、勝手に今、工事が始まってしまうと、農業委員会が何も知らないままどんどん工事が進んでいって、何してるんだという形になってしまうので、公共事業である場合は、農業委員会としては届出をしていただくと、農業委員会にお知らせをしてねという形で県なり市のほうにあって、例えば県道拡幅であったり市道拡幅の部分についてはこういったものをいただいて、総会の議案ではなく報告事項として、こういった工事がありますよと、工事をしてるんですけど公共事業なものなんですということ委員さんに情報共有を図っているということですので、正直なところ、出なかったからといって罰則があるわけではなくて、うちとしては出してくださいねというふうな形の立場になってしまうので、ちょっと届出が遅かった部分はあるんですけど、それは一応、建設課には早めにお願ひしますということでお伝えしておりますので、今後、公共事業がある場合は着工前ぐらいにはいただけるのかなというふうに思っております。以上です。

坂本委員： 分かりました。ありがとうございます。

( 暫 時 休 憩 )

議長： それでは、再開いたします。  
質疑はありませんか。  
宇佐見推進委員、どうぞ。

宇佐見推進委員： すみません、宇佐見です。今、事務局の説明で交通量が増えてっていうことで拡幅の問題があるんですけども、今この道の両側でもどこでも農地なんで、拡幅をして交通量が増えるとやはり、農作業にもやはり影響が出てくるんで、その安全面というか、そういうふうなのは何か考えられて許可をされたんかななんて思ったんで、今でもやはりあそこを通るときでも結構農地というか、トラクターとかコンバインとか通るのに、それで交通量が増えたからといって拡幅をして国道を使わないというのはどうなんやろうかなと思いましたんで、ちょっと質問。

事務局： 多分この要望自体は、建設課が主となってやってはいるんですけど、地元からの要望、農業者からの要望を受けて拡幅工事を行っているものではもちろんありますので、勝手に市が工事をしてはいないというものです。ただ、交通量を増やすために拡幅しているわけではなくて、多分皆さん通ったことはあると思いますけど、擦れ違うときにまた電柱も多かったり、すごい危険なところがあると思うんで、それを解消するためが主なところかなと思いますので、多分、今でいくとなかなか道ぎりぎり、電柱に当たってしまうとか、農地に落ちてしまうと。たまに冬場、農地に落ちている車もあつたりするぐらいですので、そういったことを解消するために行われている工事ですので、例えば国道9号線の渋滞緩和とか、そういった意味ではないということをお理解いただきたいなところと、近くの近隣の農地に対する配慮は、正直なところなかなか分かりづらいんですけど、多分、今よりは多分水路も深くなっている部分が多いので、逆に農地から道路の距離は今よりも広がるような感じになっているのではないかなというふうな感じですね。ちょっと51ページの断面図なんかを見てもらったら分かると思うんですけど、下側のナンバー7でいくと、現況、今でいけば市道があつて、すぐ左側は農道、農業用の用水路が通っていて、もう1段あつて、すぐ農地ということになるんですが、これがもっと、勾配は1対1.5の緩やかな勾配があつて、また水路があつて、今度はのりが上がって、畦畔があつて、農地ということになっていると思いますので、多分今よりは農地は道路から遠のくような形の施工になっているのかなということなので、農作業にすぐに影響が出るかなといったところでは、そうではないのか

などは思ったりはしますけれども。こんなところでいいですか。

宇佐見推進委員： 農地というんか、地権者のほうから要望があったということはちょっと聞いてなかったもんで、それで農地のほうの安全面はどないなんやろうかなと思っただけです。分かりました。

議長： ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告②「農地の使用貸借の解約通知について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 52ページを御覧ください。報告②「農地の使用貸借の解約通知について」です。

届出番号1番、養父市吉井の土地1筆、面積は1,423平方メートルです。貸し人は養父市吉井の方、借り人も養父市吉井の方です。合意解約年月日は令和5年9月30日。土地の引渡しは令和5年10月1日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は備考欄に記載の方が耕作されることとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告③「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 53ページを御覧ください。報告③「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について」です。

届出番号1番、養父市大屋町和田の土地3筆、合計面積は987平方メートルです。賃貸人は朝来市和田山町の方、借入人は養父市大屋町和田の株式会社です。合意解約年月日は令和6年3月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は別の方が耕作される予定となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告④「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 54ページを御覧ください。報告④「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番、養父市場の土地2筆で、2,961平方メートルです。譲受人は大坪の方、譲渡し人は養父市場の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が3月15日、許可日が3月25日となっています。

2番、大塚の土地1筆で、1,034平方メートルです。譲受人は養父市場の方で、譲渡し人は大塚の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が3月4日、許可日が3月12日となっています。

3番、大塚の土地2筆で、687平方メートルです。譲受人は大塚の方で、譲渡し人も大塚の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が3月4日、許可日が3月12日となっています。

4番、大坪の土地1筆で、2,251平方メートルです。譲受人は大坪の方で、譲渡し人は広谷の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が3月15日、許可日が3月25日となっています。

5番、八鹿町朝倉の土地1筆で、105平方メートルです。譲受人は八鹿町朝倉の方で、譲渡し人も八鹿町朝倉の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が3月15日、許可日が3月25日となっています。

6番、八鹿町坂本の土地1筆で、801平方メートルです。譲受人は八鹿町坂本の方で、譲渡し人も坂本の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が3月27日、許可日が4月3日となっています。

7番、大屋町和田の土地6筆で、2,537平方メートルです。譲受人は大屋町和田の方で、譲渡し人は養父市です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が3月21日、許可日が3月25日となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件について質疑はありませんか。  
前川委員、どうぞ。

前川委員： すみません、前川です。7番の土地は、譲渡し人は市の名前になってますけど、これ、養父市が持ってた土地ですかね。

議 長： 暫時休憩します。

( 暫 時 休 憩 )

議 長： それでは、再開いたします。  
質疑はありませんか、ほかに。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告⑤「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 56ページを御覧ください。報告⑤「農地法第3条の3第1項の規定による届出」についてです。

1番、申請場所は八鹿町坂本の土地4筆で、面積が1,335平方メートルです。申請人は八鹿町坂本の方です。取得した日が令和6年2月21日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

2番、申請場所は八鹿町上綱場の土地5筆で、面積が2,127平方メートルです。申請人は宝塚市南ひばりガ丘の方です。取得した日が令和6年2月26日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

3番、申請場所は畑の土地が1筆で、十二所の土地1筆、計2筆で、面積が210平方メートルです。申請人は大阪府大阪市の方です。取得した日が平成23年3月25日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

4番、申請場所は八鹿町岩崎の土地4筆で、面積が900平方メートルです。申請人は八鹿町岩崎の方です。取得した日が令和6年3月12日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

5番、申請場所は八鹿町岩崎の土地6筆で、面積が3,048平方メートルです。申請人は八鹿町岩崎の方です。取得した日が令和6年3月12日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
これで報告事項は終了いたしました。  
以上で第19回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 山根 達夫

署名委員 濱田 房子

署名委員 坂 本 光

